

介護ネットみやぎ速報

(第46号 2012. 8. 30)

発行者 NPO法人 介護ネットみやぎ

責任者 鈴木 由美

022-276-5202

022-276-5205



「東日本大震災被災者の介護保険料と介護保険利用者負担の減免の継続を求める要望書」を厚生労働大臣に提出しました。 また、平野復興大臣・吉田復興副大臣と懇談しました。

8月28日(火)11:00から、介護ネットをはじめとする介護関係5団体(宮城県保険医協会、宮城県民主医療機関連合会、宮城県社会保障推進協議会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会)と被災3県(宮城県・岩手県・福島県)の生活協同組合連合会、社会保障推進協議会、民主医療機関連合会、保険医協会は各団体から合計30人が参加し共同で、衆議院第2議員会館第8会議室において、厚生労働省に対する要請を行いました。介護ネットは厚生労働大臣への「東日本大震災被災者の介護保険料と介護保険利用者負担の減免の継続を求める要望書」(別紙)を提出しました。

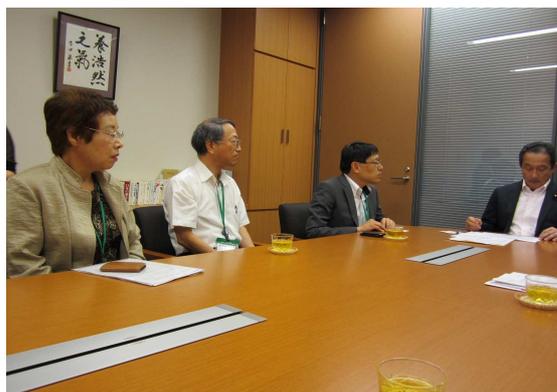
東日本大震災により被災した被保険者に対する介護保険料と利用者負担金減免の扱いは、福島第一原子力発電所事故の避難者を除き、2012年9月30日が期限とされています。厚生労働省は、7月24日(火)に各都道府県介護保険担当課、各保険者介護保険担当課宛に「平成24年度10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取り扱いについて」の通達を出し、従来の減免措置を打ち切ると同時に、一定の基準を満たす場合のみ、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に係る減免額10分の8について財政援助をすることとしました。これにより、被災市町村によって10月1日以降の介護保険料と介護保険利用者負担の減免が受けられないこととなり



平野大臣との意見交換

ます。この間の宮城県・仙台市への要請行動を踏まえ10月以降も引き続き減免を行うよう要望書を提出したものです。

これに引き続き午後に、岩手・宮城・福島3県生協連の代表者は、平野達男復興大臣と吉田泉復興副大臣にそれぞれ面会し、被災3県生協連の会長連名の「東日本大震災被災者の介護保険料と介護保険利用者負担の減免の継続を求める要望書」を提出し懇談し、要請しました。介護ネットの代表も同席し、懇談に参加しました。



吉田副大臣との意見交換

